

平成23年第1回臨時会意見書・決議全文

東日本大震災からの復旧・復興に関する意見書

去る3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という世界最大級の地震とそれに伴う想像を絶する大津波により、東北地方を初めとする東日本の広い範囲に激甚な被害をもたらし、その影響はあらゆる面で我々の生活全体に及んでいる。

また、福島県の東京電力福島第一原子力発電所においては、その施設が甚大な被害を受け放射性物質が放出された。そのため、周辺住民は県外等への避難を余儀なくされ、また、隣接地域はもとより首都圏にも放射性物質による被害を及ぼしており、事態の長期化も懸念されている。

本市においても、特に美浜区で液状化によって住宅が傾いたり土砂が流出するなど多くの被害が発生した。本市は総力を挙げて対策に取り組んでいるところではあるが、地方の力だけでは対応に限界がある。

よって、本市議会は国に対し、東日本大震災からの復旧・復興に関し、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 各地方自治体において「地域防災計画」の見直しが急務となっていることから、中央防災会議において、早急に想定地震の規模と被害想定の見直しを図ること。
- 2 被災地からの避難者の受け入れが、避難先の地方自治体の過重な負担とならないよう、国民健康保険、介護保険や生活保護等について、国の責任において必要な財政措置等を講ずること。
- 3 農畜産物に関し、放射性物質の飛散への対応を強化するため、検査体制の強化、情報提供の充実、風評被害防止策の徹底と補償及び出荷制限等に伴う補償を行うこと。
- 4 学校施設は災害時、児童・生徒の安全確保が求められ、また、地域住民の避難所としての役割も果たすものであることから、すべての学校施設の耐震化を実施するための所要の予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 5 月 17 日

千 葉 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣

財務大臣

(原子力経済被害担当)

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣

厚生労働大臣 あて

(防災担当) あて

農林水産大臣

衆議院議長

経済産業大臣

参議院議長

内閣官房長官

夏期に向けての電力供給に関する意見書

去る 3 月 11 日に発生し、東北地方を初めとする東日本の広い範囲に甚大な被害をもたらした東日本大震災に伴い実施された計画停電は、市民生活を初め、安定的な電力供給が不可欠な経済活動にもさまざまな形で大きな影響を与えた。

その後、市民の節電意識の高まりや供給力の向上に伴い、計画停電は原則不実施とされ市民生活は落ちつきを見せているものの、電力需要が最も多くなる夏期に向けて、国及び東京電力等からは徹底した節電対策と電力需要抑制の方針が打ち出されている。

電力の供給不足の解消に向け、おのこの立場で最大限節電に取り組んでいくことは当然のことではあるが、一方、例えば、病院などの医療機関や特別養護老人ホームなどの高齢者施設等では、電力需要抑制目標の達成を図ることにより、医療機器等の大幅な使用削減による患者の受け入れ制限や、さまざまな治療や介護を必要とする入院・入所者の生活に多大な影響を及ぼすことが憂慮され、場合によっては生命に影響を及

ばす可能性もあるのである。

よって、本市議会は国に対し、夏期に向けての電力供給に関し、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 電気事業法に基づく大口需要家に対する最大電力の限度を定めて行う使用制限に当たっては、一律の制限とするのではなく、病院、特別養護老人ホーム、重症心身障害児施設などの人の命にかかわる施設や、鉄道、上下水道、卸売市場などのライフライン施設については、それらの施設の運営に支障を来さないよう特段の配慮をすること。
- 2 計画停電を行うことは、経済活動に過大な負担を与えるものであることから、電力需要が最も多くなる夏期においても、企業や工場等の生産・操業を初めとする経済活動を停滞させることのないよう安定的な電力供給を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年5月17日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣

(原子力経済被害担当)

内閣府特命担当大臣

(防災担当)

内閣府特命担当大臣

(節電啓発等担当) あて

衆議院議長

参議院議長

東京大学「緑地植物実験所」の本市での存続を求める決議

現在、国立大学法人東京大学は本市花見川区にある「緑地植物実験所」を西東京市の多摩農場へ移転しようとしている。

既に、研究機能の一部が移転し始めており、本年３月３０日をもって、同実験所における一般見学を終了させ、施設を閉鎖しているところである。

毎年夏には、５，０００人以上のハスの愛好者が訪れ、４０年以上も続く地元の伝統行事、花園ハス祭り「観蓮会」が同実験所を会場に開催されているが、今年の開催が危ぶまれている。

同実験所は、昭和２６年に隣接地の東京大学総合運動場で大賀一郎博士が発掘し、千葉県天然記念物、また、本市の花にも指定されている約２，０００年前の「大賀ハス」を系統保存している、かけがえのないすぐれた研究施設であり、同実験所の４．７ヘクタールにも及ぶ広大な敷地は、市街地に残された貴重な緑地である。

これまで、本市議会では、平成２０年第１回定例会で地元の町内自治会連絡協議会から提出された「緑地植物実験所の存続」を求める請願を全会一致で採択するとともに、平成２２年第３回定例会では、「東京大学「緑地植物実験所」の本市での存続を求める決議」を全会一致で決議した。

一方、地元ではこれまで３回にわたり、東京大学に対し、同実験所の存続を求める約５０，０００人の署名簿を提出するとともに、平成２３年２月に同実験所の存続を求める決議の提出に合わせて、引き続き「観蓮会」が開催できるよう求めている。

よって、本市議会は、「観蓮会」の会場として地元にも愛され、本市の文化、歴史、環境面に大きく貢献している東京大学「緑地植物実験所」の本市での存続を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成２３年５月１７日

千 葉 市 議 会

(提出先)

国立大学法人東京大学総長 あて 文部科学大臣 あて